平成２２年（フ）第１０３２号
名古屋市緑区大高町字鶴田61番地　間瀬ビル702号、申立時の住所名古屋市緑区大高町字伊賀殿123番地の１
債務者　鳥居　信子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０１５号
名古屋市中川区外新町４丁目22番地　蜆橋ハイツ302号
債務者　吉田　康徳
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０１６号
名古屋市中川区外新町４丁目22番地　蜆橋ハイツ302号
債務者　吉田そのみ
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７８号
名古屋市西区稲生町字杁先2200番地の106
債務者　峯苫　絹枝
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７１号
名古屋市守山区守牧町110番地　メゾンドエコー304号
債務者　田中　雅彦
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５３号
愛知県春日井市藤山台４丁目１番地２　417号棟107号室
債務者　櫻井　明江
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８２２号
名古屋市緑区青山２丁目18番地　諏訪山住宅３棟104号
債務者　奥井　幹男
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８５３号
名古屋市西区大野木２―62、住民票上の住所名古屋市西区大野木１丁目223番地
債務者　佐藤　　実
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９３４号
名古屋市熱田区伝馬３丁目３番12号　ハインホーフ雪扇503号
債務者　岡田　直樹
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９５２号
名古屋市中川区春田２丁目32番地　春田荘１棟307号
債務者　福地　里美（旧姓住田）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０２１号
名古屋市中川区西伏屋１丁目401番地　県営伏屋第二住宅１棟110号
債務者　有田　俊夫
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０２３号
愛知県瀬戸市東寺山町161番地　レオネクストカーネリアンハイツ101
債務者　岡田　喜之
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０号
京都府舞鶴市清美が丘４番地の21府営住宅510号
債務者　鎌田美智子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
大阪府柏原市今町２丁目７番４号
債務者　林　　啓子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２１７号
堺市堺区榎元町６丁１番10―212号、前住所堺市中区東山172番地５　株式会社桂工業内
債務者　本田　裕二
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３６１号
大阪府河内長野市菊水町９―20　ジョイフルＫＩＫＵＳＵＩ203号、住民票上の住所大阪府河内長野市喜多町169番地　エレガントライフマンション303号
債務者　中納　太輔
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４２５号
大阪府羽曳野市古市６丁目14番４号
債務者　山田千枝子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係